

守口市立樟風中学校 いじめ防止基本方針

I. いじめ防止に関する基本方針

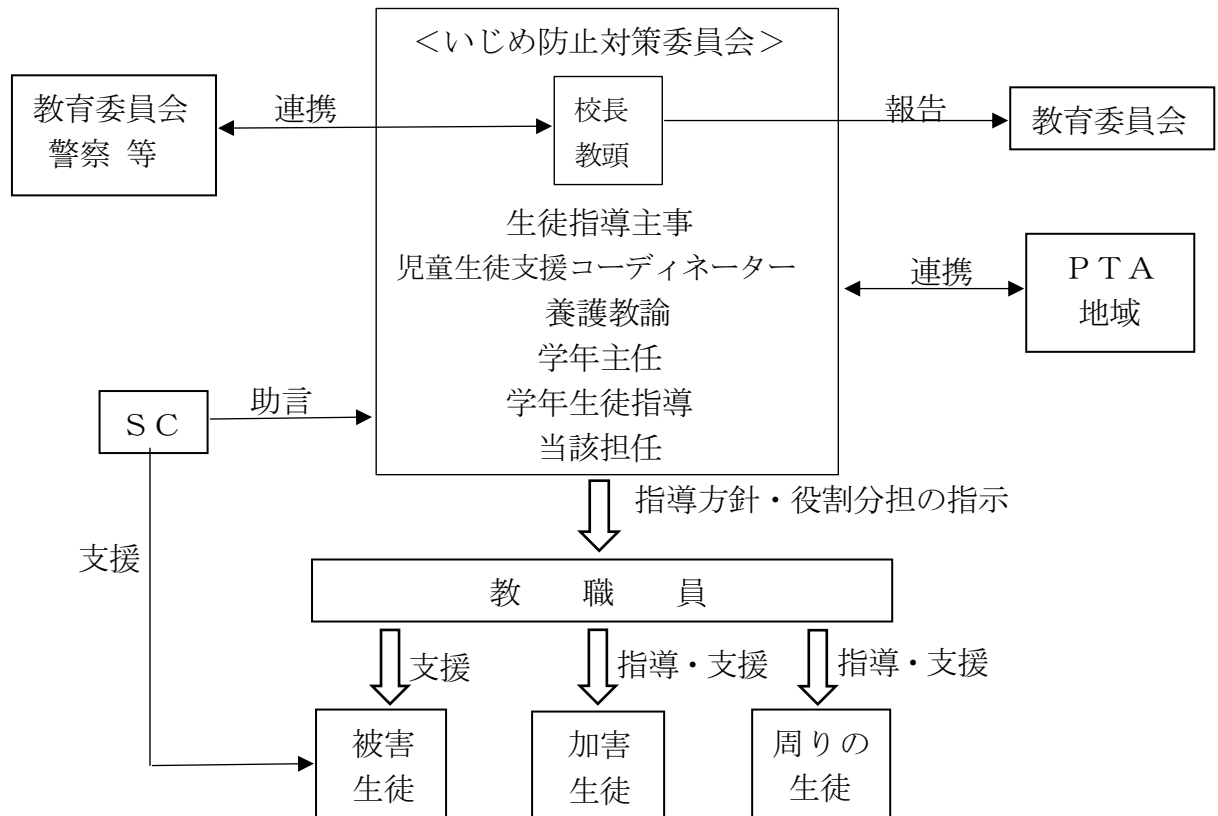
- ① 教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するため、誰もが安心して生活できる学校づくりを目指す。
- ② いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ③ 学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む。
- ④ 相談窓口を明確にし、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど一人ひとりの状態の把握に努める。

II. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

III. 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ① 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学年生徒指導係、及び必要に応じて該当担任等
- ② 毎学期終わりに定例会の開催。また、必要に応じて開催する。
- ③ 「いじめ」に関するアンケートの実施及び結果分析。
- ④ 教職員のいじめに関する研修の立案・実施。
- ⑤ 気になる生徒の情報交換。
- ⑥ 「いじめ」の相談・通報の窓口。



IV. 未然防止のための取り組み

「いじめ」は「どこでも誰にでも起こりうる」という視点を持ち、絶対に許されるものではないという基本的な考えのもとに、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組む。

- ① 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する。
 - ・すべての生徒が参加でき、活躍できる授業づくり。
 - ・すべての行事の中で活躍できる場面の設定。
- ③ 学習、生活面で班を活用し、人を思いやる心を育てる。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤ 教職員に対する研修を充実させる。
- ⑥ 携帯電話、インターネットの使い方のルールやモラルについて啓発を行う。

V. 早期発見のための取り組み

「いじめ」は大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教員で的確に関わり、「いじめ」を積極的に認知することが大切である。

- ① 年3回のいじめアンケートの実施。
- ② 担任を中心に、教職員が生徒たちの形成するグループや人間関係の把握に努める。
- ③ 「家庭学習ノート」を活用し、生徒の不安や危険信号に早く気づく。
- ④ 定期的な教育相談（全校生徒を対象）期間の設置。
- ⑤ 学校の相談窓口や外部の相談期間などを周知徹底する。
- ⑥ 教師間での情報交換を頻繁に行う。（保健室での様子、昼休みや休み時間の様子など）
- ⑦ 定期的なネットパトロール。

VI. いじめの対応について

「いじめ」の発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際には被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、教職員全員の理解の下、保護者の協力を得て、関係諸機関と連携し対応に当たる。

①いじめ発見、通報を受けた時の対応

- 遊びや悪ふざけなど、「いじめ」と疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあれば真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任、生徒指導主事に報告し、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、「いじめ」の事実の有無の確認を行う。
- いじめが認知された場合、被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問を行い直接会って報告する。また、管理職より教育委員会に報告を行う。
- いじめられた生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携を図る。
- いじめられた生徒、保護者への支援を行う。（落ち着いて教育を受けられる環境の確保）
- いじめた生徒の指導（別室指導、出席停止等を含む）を行うとともに、保護者に、より良い成長へ

向けて学校の取り組み方針を伝え、協力を求める。

②ネット上のいじめへの対応

○ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、問題の箇所を確認し印刷・保存しプロバイダなどに連絡し削除の依頼をする。

○情報モラル教育を推進する。

VII. 年間計画

※各学年とも年間を通して道徳等の時間において適宜「いじめ」に関する授業を行う。

	1 年	2 年	3 年	全 体
4 月	生徒への相談窓口周知 家庭訪問 宿泊学習（集団生活）	生徒への相談窓口周知 家庭訪問	生徒への相談窓口周知 家庭訪問	第1回対策委員会 （気になる生徒の情報 交換等） 保護者へ相談窓口周知
5 月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート 修学旅行（他者理解）	
6 月	カウンセリング週間 （生徒の観察）	宿泊学習（他者理解） カウンセリング週間 （生徒の観察）	カウンセリング週間 （生徒の観察）	アンケート集計・分析 携帯電話アンケート
7 月	個人懇談 （家庭の様子を把握） いじめアンケート	個人懇談 （家庭の様子を把握） いじめアンケート	個人懇談 （家庭の様子を把握） いじめアンケート	第2回対策委員会 （気になる生徒の情報 交換等）
8 月				
9 月	体育大会 いじめアンケート	体育大会 いじめアンケート	体育大会 いじめアンケート	第3回対策委員会 （気になる生徒の情報 交換等）
10 月	文化発表会	文化発表会	文化発表会	
11 月	校外学習（班行動） いじめアンケート 教育相談	職場体験 いじめアンケート 教育相談	いじめアンケート 教育相談	アンケート集計・分析 携帯電話アンケート 考察
12 月	個人懇談 （家庭の様子を把握）	個人懇談 （家庭の様子を把握）	個人懇談 （家庭の様子を把握）	第4回対策委員会 （気になる生徒の情報 交換等）
1 月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	
2 月		校外学習（班行動）		
3 月				第5回対策委員会 （気になる生徒の情報 交換等）

※いじめ対策委員会は必要に応じて定例以外にも開催する。

※年間を通して、朝の正門指導、昼食指導、校内巡視などを行う。